

平成27年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

(新設・拡充・延長・その他)

No	44	府省庁名	国土交通省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他()		
要望項目名	特定都市河川浸水被害対策法に規定する雨水貯留浸透施設に係る課税標準の特例措置の延長		
要望内容 (概要)	<ul style="list-style-type: none"> ・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 特定都市河川浸水被害対策法（以下「法」という。）に基づき指定された特定都市河川流域内において法第9条の規定に基づく都道府県知事等の許可を要する雨水浸透阻害行為に伴い、その対策工事として設置される雨水貯留浸透施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置を3年間延長する。 ・特例措置の内容 法第10条第1項第3号に規定する対策工事により設置される雨水貯留浸透施設に係る償却資産について、平成30年3月31日までの間、固定資産税の課税標準を2/3を参考して1/2以上5/6以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（地域決定型地方税制度特例措置（わがまち特例））に軽減する。 		
関係条文	地方税法附則第15条第8項、同法施行規則附則第6条第24項		
減収見込額	[初年度] [改正増減収額]	— (▲3.5) —	[平年度] — (▲6.4) (単位：百万円)
要望理由	<p>(1) 政策目的 都市部を流れる河川の流域では著しい浸水被害が発生し、又はそのおそれがあるにもかかわらず、市街化の進展により河道又は洪水調節ダムの整備による浸水被害の防止が困難である。そのため、法に基づき、特定都市河川流域等を指定し、流域水害対策計画の策定や雨水貯留浸透施設の整備その他の措置により、当該流域における浸水被害の防止のための対策を推進する。</p> <p>(2) 施策の必要性 特定都市河川流域においては、法に定める流域水害対策計画に基づき、当該特定都市河川の河川管理者及び下水道管理者の公的主体が共同して雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を有する雨水貯留浸透施設の整備等の措置を講じることで浸水被害の防止を図っている。</p> <p>また、特定都市河川流域において一定規模以上の雨水浸透阻害行為を行う者は、都道府県知事等の許可条件により雨水貯留浸透施設を設置することが義務付けられる。さらに、当該施設の機能を損なう行為を行う場合にも許可を必要とすることから、当該施設は恒久的に公益機能を有し、浸水被害の防止を図る効果を有することとなる。しかしながら、施設の設置や維持管理には大きな負担が伴うことから、こうした施設を適切に整備・維持保全して浸水被害の防止を図るために、本税制特例措置により民間の負担を軽減する必要がある。</p>		
本要望に対応する縮減案	—		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>○社会資本整備重点計画（平成 24 年 8 月 31 日閣議決定） 第2章社会資本整備のあるべき姿 2. 各プログラムの内容 プログラム 1. 災害に強い国土・地域づくりを進める ・実施すべき事業・施策 [水害]（流域の特性等を踏まえた様々な水害対策） 「近年の都市部及び都市周辺地域の開発の進行に伴う河川への流出量の増大等に対してピーアク流量を減少させるため、流域貯留施設、浸透ます、透水性舗装、防災調整池等の雨水貯留浸透施設の整備を推進する。」 [温暖化への適応]（温暖化により激甚化するゲリラ豪雨等の豪雨災害への対応） 「河川の流下能力や下水道による雨水排除能力等を着実に向上させていくとともに、道路・公園等の公共施設や市役所・学校・公営住宅等の公的施設、民間施設等での雨水貯留浸透施設の整備の促進、地表面の緑化等による被覆面の改善などの取組により、保水・遊水機能を向上させ、市街地から河川や下水道への雨水の流出量の抑制を図る。」</p> <p>第3章計画期間における重点目標と事業の概要 2. 計画期間中の重点目標及びその達成のために実施すべき事業・施策の概要 重点目標 1 大規模又は広域的な災害リスクを低減させる 1－3 人口・資産が集中する地域や近年甚大な被害が発生した地域等における治水対策の強化及び大規模土砂災害対策の推進 (2) 水害につよい地域づくり 「河川への流出抑制対策の推進（流域貯留施設、浸透ます、透水性舗装、防災調整池等の雨水貯留浸透施設の整備）」</p> <p>○国土交通省政策評価基本計画（平成 26 年 3 月） ○安全 政策目標Ⅳ：水害等災害による被害の軽減 施策目標 12：水害・土砂災害の防止・減災を推進する</p>
	政策の達成目標	<p>○平成 26 年度国土交通省事後評価実施計画（平成 25 年 8 月 27 日策定、平成 26 年 3 月 28 日変更） ○安全 4. 水害等災害による被害の軽減 12. 水害・土砂災害の防止・減災を推進する ・業績指標 60 「過去 10 年間に床上浸水被害を受けた家屋のうち未だ浸水のおそれのある家屋数」(H23 年度末：約 6.1 万戸→H28 年度末：約 4.1 万戸)</p>
税負担軽減措置等の適用又は延長期間		平成 30 年 3 月 31 日までの 3 年間
同上の期間中の達成目標		政策の達成目標に同じ。
政策目標の達成状況		<p>○平成 26 年度国土交通省事後評価実施計画（平成 25 年 8 月 27 日策定、平成 26 年 3 月 28 日変更） ○安全 4. 水害等災害による被害の軽減 12. 水害・土砂災害の防止・減災を推進する ・業績指標 63 「過去 10 年間に床上浸水被害を受けた家屋のうち未だ浸水のおそれのある家屋数」(H24 年度末：約 5.6 万戸)</p>

有効性	要望の措置の適用見込み	適用見込み（カッコ内は減収額、単位：千円） 平成 27 年度：139 件（3,538）、平成 28 年度：216 件（5,371）、平成 29 年度：308 件（7,470）
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	上記政策目標の達成状況は、ハード・ソフト、公共・民間による包括的な対策により達成されるものであり、本件税制の効果は、それら達成状況の一部に包含されて発現している。 都市部でのゲリラ豪雨頻発による浸水被害を着実に軽減していくためには、流域全体にわたる面的な対策、既成市街地における対策、官民連携した対策をさらに促進していくことが必要であり、このためには、税制措置は非常に有効な手段である。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	雨水貯留利用施設に係る割増償却制度（所得税・法人税）
	予算上の措置等の要求内容及び金額	流域貯留浸透事業 平成 27 年度 社会資本整備総合交付金事業として要求
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記予算上の措置等は、地方公共団体が治水安全度を確保するために計画的に河川整備を行うためのものであり、流域対策のうち、主に公共が分担すべき分野の部分である。流域対策は、公共による対策と併せ、本税制により、民間における施設においても分担し、総合的に促進を図る必要がある。
	要望の措置の妥当性	いわゆるゲリラ豪雨は、発生場所の予測が困難であり、かつ、短時間で、現在の整備されている中小河川及び下水道の流下能力を大きく上回る大量の降雨をもたらす。そのため、河川、下水道等の従来型のハード施設整備のみで対応することは困難であり、その被害軽減を図るために広く流域全体にわたって面的に雨水貯留浸透施設の整備を進めるなど分散型の流出抑制対策を進める必要がある。 民間の者が設置する雨水貯留浸透施設についても、公共用水域への雨水の流出を抑制し、浸水被害から国民の生命、身体及び財産を保護する機能を有するものであり、当該施設を恒久的に維持していく必要があるが、当該施設の設置や維持管理には大きな負担が伴うため、その負担を軽減する必要がある。よって、固定資産税の課税標準の特例措置により、当該施設に係る税負担の軽減を図ることは妥当な措置である。

税負担軽減措置等の適用実績	適用件数（カッコ内は減収額 単位：千円）（推計） 平成 21 年度：20 件(564)、平成 22 年度：16 件(440)、平成 23 年度：30 件(801)、 平成 24 年度：13 件(330)、平成 25 年度：31 件(812)
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	適用総額（課税標準（固定資産の価格）） H23 年度：57,227 千円 H24 年度：23,591 千円
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	特定都市河川流域で一定規模以上の雨水浸透阻害行為を行う場合には、その対策工事として雨水貯留浸透施設の設置が義務付けられている。施設設置及び維持管理に伴う経済的負担を本税制により軽減されることで雨水貯留浸透施設が適正に整備・維持保全され、雨水の流出抑制が図られている。
前回要望時の達成目標	国土交通省政策評価基本計画 政策目標 4 水害等災害による被害の軽減 施策目標 12 災害・土砂災害の防止・減災を推進する。 業績指標 73 中枢・拠点機能を持つ地域で床上浸水のおそれがある戸数 長期的には 0 戸を目指す 当面の目標として 平成 25 年度 約 177 万戸（目安値）
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	河川及び下水道の整備や地方公共団体による雨水貯留浸透施設の整備は着実に進んでいるものの、気候変動等の影響により都市部における集中豪雨などによる浸水被害は依然増加しているため。
これまでの要望経緯	平成 16 年度 創設 平成 18 年度及び平成 20 年度 延長 平成 22 年度 課税標準の引き上げ(1/2→2/3) の上、延長 平成 24 年度 課税標準を 2/3→2/3 を参照し 1/2~5/6 の範囲で市町村の条例で定める割合（わがまち特例）を導入の上、延長